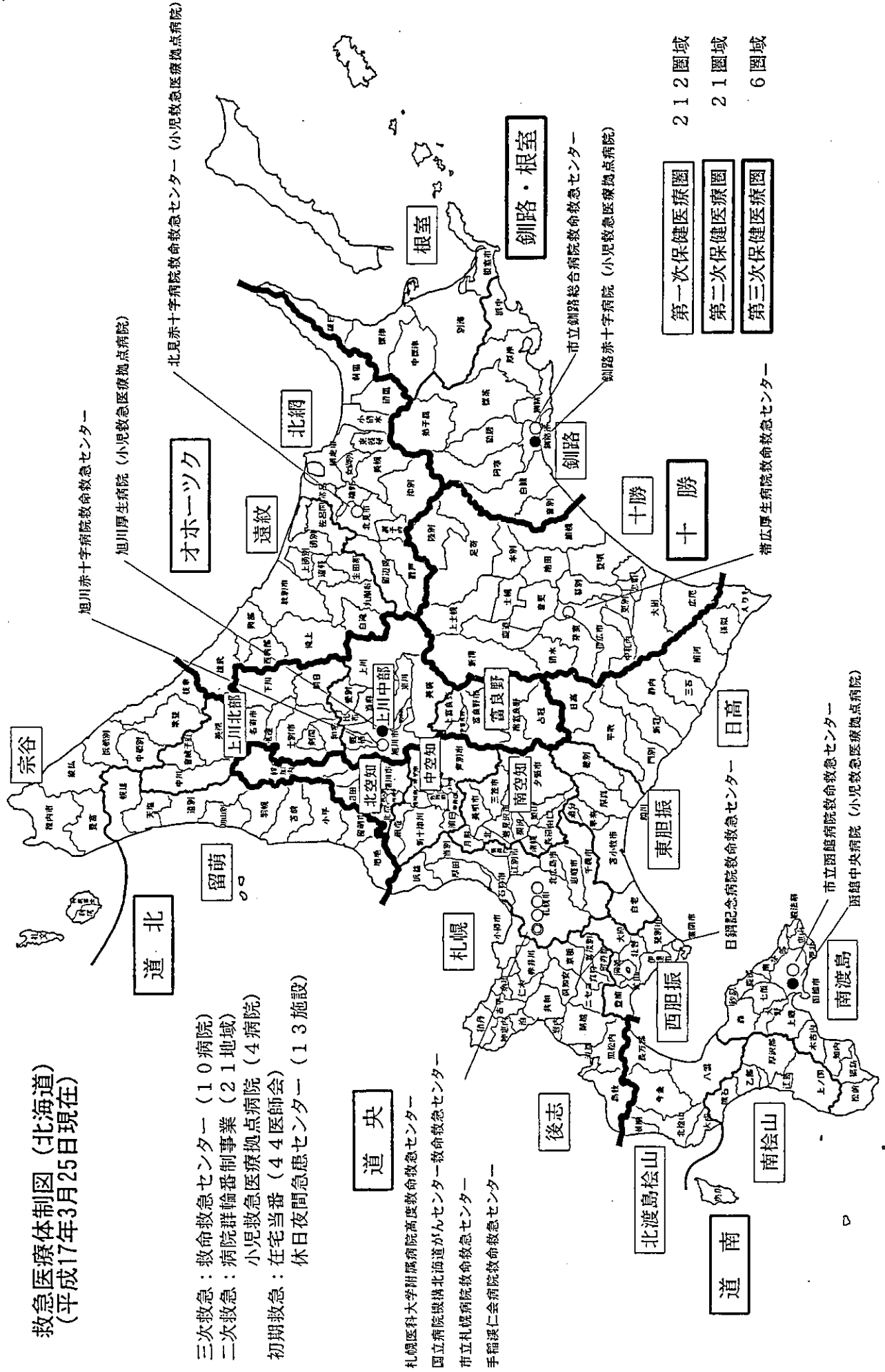


救急医療体制図 (北海道)  
(平成17年3月25日現在)

- 三次救急：救命救急センター (10病院)
- 二次救急：病院群輪番制事業 (21地域)  
小児救急医療拠点病院 (4病院)
- 初期救急：在宅当番 (44医師会)  
休日夜間急患センター (13施設)



道央

- 札幌医科大学附属病院高度救命救急センター
- 国立病院機構北海道がんセンター救命救急センター
- 市立札幌病院救命救急センター
- 手稲溪仁会病院救命救急センター

道北

- 旭川赤十字病院救命救急センター
- 旭川厚生病院 (小児救急医療拠点病院)

道南

- 日網記念病院救命救急センター
- 市立函館病院救命救急センター
- 函館中央病院 (小児救急医療拠点病院)

# 第3次北海道長期総合計画

## 後期実施計画

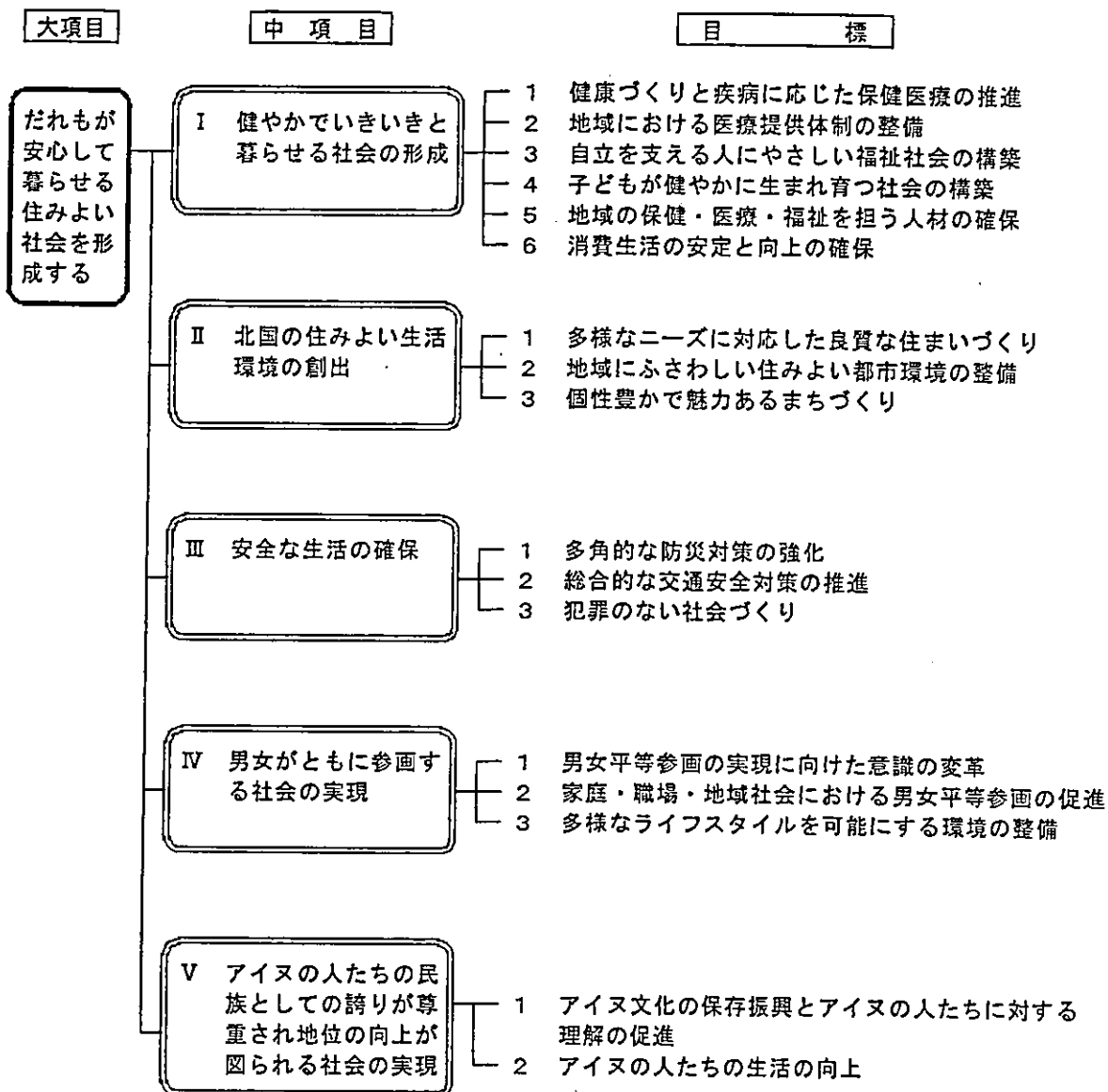
2003 ▶▶▶ 2007

平成15年度      平成19年度

平成15年3月  
北海道

第1章 だれもが安心して暮らせる住みよい社会を形成する

施策の体系



I-2 地域における医療提供体制の整備

基本計画		
<b>大項目</b>	だれもが安心して暮らせる住みよい社会を形成する	部門編 第1章
<b>中項目</b>	健やかでいきいきと暮らせる社会の形成	P. 77
<b>目 標</b>	地域における医療提供体制の整備	
<b>対応方向</b>	<b>主な施策</b>	
<p>へき地医療支援機構を設置し、医師の確保・定着に重点を置いた総合的な地域医療支援対策を推進するとともに、地方・地域センター病院の医療機能の強化や遠隔医療の推進を図るなど、地域住民の医療の確保と地域格差の是正に努めます。</p> <p>また、第二次保健医療福祉圏ごとの救急医療に係る協議機関を活用し、各関係機関の連携を強化するとともに、地域の実情にあった初期救急医療からより専門的な高度救急医療に至るきめ細かな救急医療体制の確立を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域医療の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の整備と連携の促進</li> <li>・高度な情報通信を活用した地域医療支援体制の強化</li> <li>・離島・へき地における医療の充実・強化</li> <li>・地域での生活を支える訪問看護など在宅医療サービスの充実</li> </ul> </li> <li>□ 救急医療体制の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急・災害医療体制の整備</li> <li>・救急搬送体制や救急医療情報システムの充実</li> </ul> </li> </ul>	

主な施策の概要

主 な 施 策	実施主体	主な事業の概要	備 考
<p>地域医療の充実</p> <p>医療機関の整備と連携の促進</p>	<p>市町村・民間</p> <p>道</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関の整備の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健医療福祉計画等に基づく医療機関の整備促進</li> <li>・医療施設の近代化の促進</li> </ul> </li> <li>○道立病院の整備・運営 改築 道立羽幌病院</li> </ul>	6 圏域

主な施策	実施主体	主な事業の概要	備考
<p>高度な情報通信を活用した地域医療支援体制の強化</p> <p>離島・へき地における医療の充実・強化</p>	道・市町村・民間	<p>○地方センター病院、地域センター病院の指定、機能の充実</p> <p>地方センター病院 新規 3か所（道央圏2、道北圏）</p> <p>地域センター病院 新規 1か所（後志）</p> <p>地域医療支援室の整備の促進 新規 12圏域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備整備の促進</li> <li>・地域の医療機関への医師等の派遣</li> <li>・地域の医療技術者の育成・養成のための研修の実施</li> <li>・地域の医療技術者を対象とした研修会の実施</li> <li>・開放型病棟（病床）、医療機器の共同利用の実施</li> </ul>	<p>6 圏域</p> <p>⑭5か所→⑰8か所</p> <p>⑭25か所→⑰26か所</p> <p>⑭9圏域→⑰21圏域</p>
	国・道・民間	<p>○医科系大学の医療機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医科系大学の地域医療支援機能の充実</li> <li>・札幌医科大学の地域医療支援機能の充実</li> <li>・札幌医科大学における高度・先端医療の研究、医療機能の充実</li> </ul>	6 圏域
	道	<p>○プライマリ・ケアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライマリ・ケアに関する考え方の普及啓発</li> <li>・かかりつけ医の機能の定着</li> </ul>	6 圏域
	道・市町村・民間	<p>○病診連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開放型病棟（病床）、医療機器の共同利用の促進</li> <li>・近隣市町村による医療機関の共同設置・共同運営の促進</li> </ul>	6 圏域
	道・市町村・民間	<p>○遠隔医療支援システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔画像診断システム等医療のIT化の促進</li> </ul>	6 圏域
	道・市町村・民間	<p>○離島・へき地の医療機関の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島等特定地域病院の機能の充実</li> <li>・道立診療所の運営</li> <li>・へき地診療所の整備促進</li> </ul>	6 圏域
	道・市町村・民間	<p>○離島・へき地における医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療支援機構の運営</li> <li>・医師確保対策の強化</li> <li>・総合医育成のための研修支援体制の充実</li> <li>・代診医の派遣事業の実施</li> </ul>	6 圏域

主な施策	実施主体	主な事業の概要	備考	
地域での生活を支える 訪問看護など在宅医療 サービスの充実	市町村・民間	○訪問看護サービス提供体制の充実 ・地域における在宅サービスの基盤整備の 促進	6 圏域	
	市町村・民間	○在宅医療支援システムの整備の促進 ・在宅医療支援のための遠隔医療システム の整備	6 圏域	
救急医療体制の充実  救急・災害医療体制の 整備	道・市町村・ 民間	○住民への救急医療の普及啓発 ・救急法等講習会の開催	6 圏域	
	市町村・民間	○初期救急医療体制の充実 ・休日夜間急患センターの整備の促進 ・在宅当番医制の実施 ・救急歯科医療提供体制の充実	6 圏域	
	道・市町村・ 民間	○二次救急医療体制の充実 ・病院群輪番体制や輪番制参加病院の機能 の充実 ・小児救急医療に係る輪番体制や拠点病院 の整備の促進	6 圏域	
	道・市町村・ 民間	○三次救急医療体制の充実 ・札幌医科大学医学部附属病院高度救命救 急センターの機能の充実 ・救命救急センターの整備の促進	6 圏域	
	道・市町村・ 民間	○精神科救急医療体制の充実 ・精神科救急医療システムの充実	6 圏域	
	道・市町村・ 民間	○災害拠点病院の整備 ・基幹災害医療センターの整備 ・地域災害医療センターの整備の促進	6 圏域	
	道・市町村・ 民間	○災害時における医療救護班の派遣体制の整 備促進	6 圏域	
	救急搬送体制や救急医 療情報システムの充実	国・道・ 市町村・民間	○ヘリコプターなど航空機による救急搬送体 制の充実 ・ドクターヘリの導入の検討 ・消防防災ヘリコプターの活用	6 圏域
		道・市町村・ 民間	○救急救命士の養成やメディカルコントロ ールによる救急業務の高度化の推進 消防職員の救急救命士養成数 毎年80名	6 圏域
		道・市町村・ 民間	○救急医療情報システムの充実 ・北海道救急医療・広域災害情報システム の充実	6 圏域

北海道保健医療福祉計画

# 健やか・安心・いきいき21

改訂版



## 3 救急医療体制の充実

### 現状と課題

救急医療は「医の原点」といわれており、いざという時の医療体制の整備が道民から強く求められています。

このため、比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から、重症救急患者に対する二次救急医療、重篤救急患者の救命医療を行う三次救急医療までの体系的な救急医療体制の整備を進めてきています。

しかしながら、これらの救急医療体制が十分とはいえない地域もあることから、今後は、地域の実情に即した初期救急医療から高度救急医療に至るきめ細かな救急医療体制を確立するとともに、その一層の質的向上を図ることが求められています。また、救急医療体制の円滑な運営に資する救急医療情報システムの充実や、地域の医療環境を踏まえた小児救急医療体制の整備、本道の広域性を考慮した、より迅速な救急患者の搬送体制を整備する必要があります。

### 施策の方向と主な施策

#### ① 救急医療体制の整備

施策の方向	主な施策
○ 初期救急医療体制の充実を図ります。	・ 休日夜間急患センターの整備促進 ・ 休日夜間急患センターの診療科などの充実 ・ 在宅当番医制への医療機関の参加促進 ・ 初期救急医療と二次救急医療との機能の連携強化
○ 第二次保健医療福祉圏ごとに、二次救急医療体制の整備を進めるとともに、輪番体制や輪番制参加病院の機能の充実を図ります。	・ 病院群輪番制への病院の参加促進 ・ 病院群輪番制参加病院の機能強化
○ 第三次保健医療福祉圏における、救命救急センター*の整備を進めます。 また、全道域を対象に広範囲熱傷、急性中毒などの特殊疾病患者に対する救命医療を行う高度救命救急センター*の整備を進めます。	・ 救命救急センターの整備促進 ・ 札幌医科大学医学部附属病院高度救命救急センターの機能の充実
○ 地域の医療環境を踏まえた体系的な初期、二次、三次の小児救急医療体制の整備を進めます。	・ 在宅当番医制及び休日夜間急患センターにおける小児救急医療の強化 ・ 小児科に係る病院群輪番制の実施圏域の拡大や拠点病院方式の導入による小児救急医療体制の整備

#### 救命救急センター

相当数の病床を有し、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者の救命医療を24時間体制で行う高度診療機能を有する医療機関です。

#### 高度救命救急センター

広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れる救命救急センターです。原則として、各都道府県に1か所整備することとされています。



施策の方向 主な施策

- 医科系大学については、圏域を越えた広域をカバーする高度な救命救急医療機関として機能の充実を図ります。
  - ・ 医科系大学と救急医療機関との連携促進など
- 地震などによる大規模災害が発生した際の医療を確保するため、24時間対応可能な災害拠点病院\*の整備を進めます。
  - ・ 基幹災害医療センターの整備
  - ・ 地域災害医療センターの整備促進
  - ・ 災害時の医療救護班の派遣体制の整備促進
- 救急医療情報システム\*を充実するとともに、災害時への活用や、このシステムを通して各種医療情報サービスを提供します。
  - ・ 救急医療情報システムの充実
  - ・ 住民や消防機関の利用の促進
- 心肺蘇生法や止血等の応急手当など、救急医療に関する知識を広く道民に周知します。
  - ・ 救急法等講習会の開催
  - ・ 救急医療体制などに関する知識の普及啓発

\* 救急医療体制を別表第5に示す。

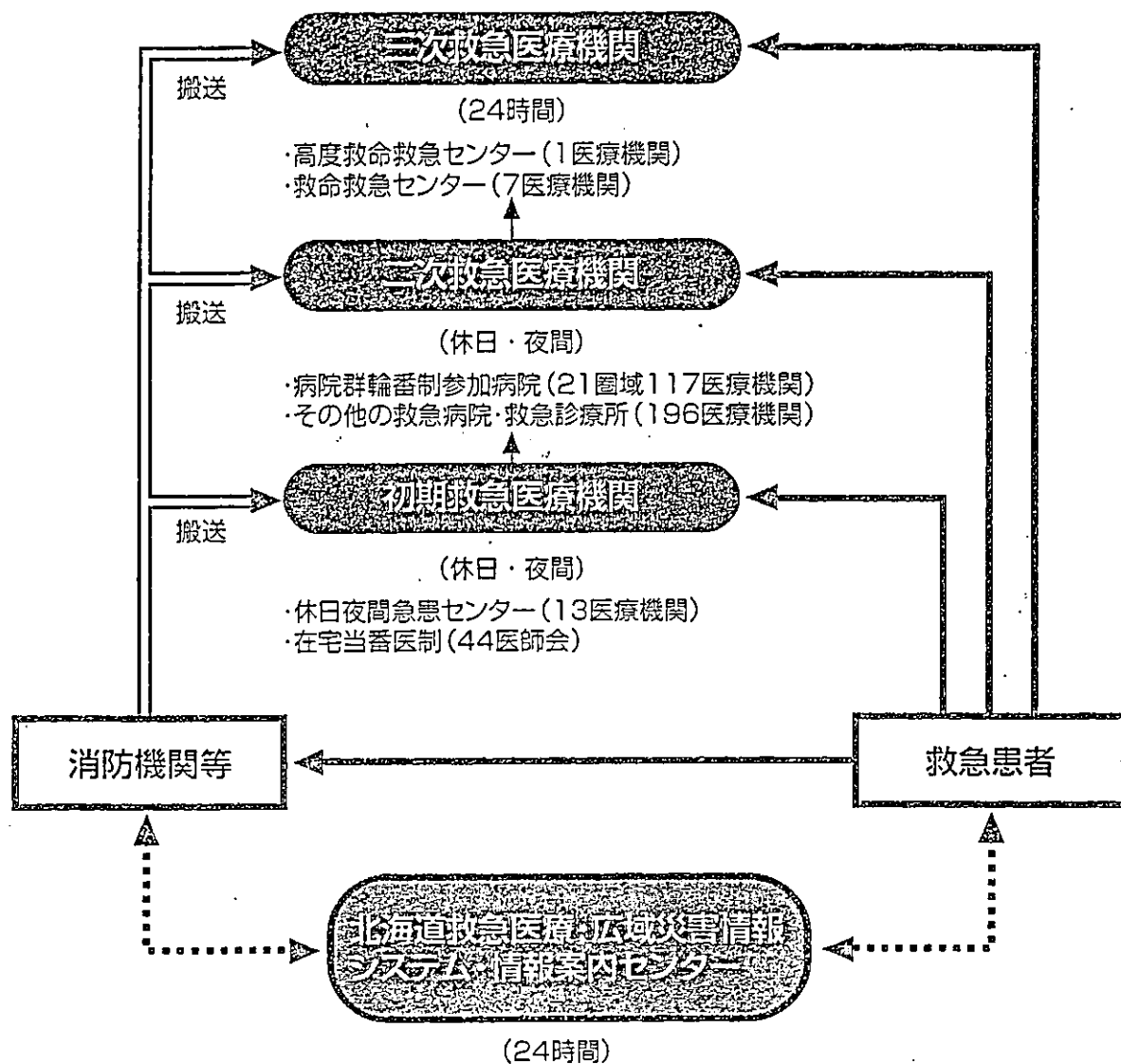
災害拠点病院

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有し、広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能など、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設です。各第二次保健医療福祉圏に整備される「地域災害医療センター」と、さらにその機能を強化し要員の訓練・研修機能をも併せ持つ「基幹災害医療センター」（各都道府県に1か所）に分けられます。

救急医療情報システム

医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをコンピューターネットワークで結び、休日・夜間の救急医療対応医療機関情報の道民への提供や、消防機関・医療機関における救急対応に必要な情報の収集・提供等を行うシステムです。

北海道救急医療体制図(平成15年3月10日現在)



第5回

② 救急搬送体制の整備

施策の方向	主な施策
<p>○ 救急患者を速やかに適切な医療機関に搬送する手段として、ヘリコプターなどの航空機による救急搬送体制の充実強化を図ります。</p> <p>○ 救急搬送途上等における救急医療の質の向上を図るため、メディカルコントロールに基づく病院前救護体制*の充実を図ります。</p>	<p>・ドクターヘリ*の導入の検討 ・消防防災ヘリコプターの活用</p> <p>・医療機関と消防機関との連携体制の確立 ・救急救命士に対する医師の指示体制及び救急隊員に対する医師の指導・助言体制の充実 ・救急活動の事後検証体制の充実 ・救急救命士の養成・確保及び研修体制の充実 ・高規格救急自動車の整備促進</p>

ドクターヘリ

救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいいます。

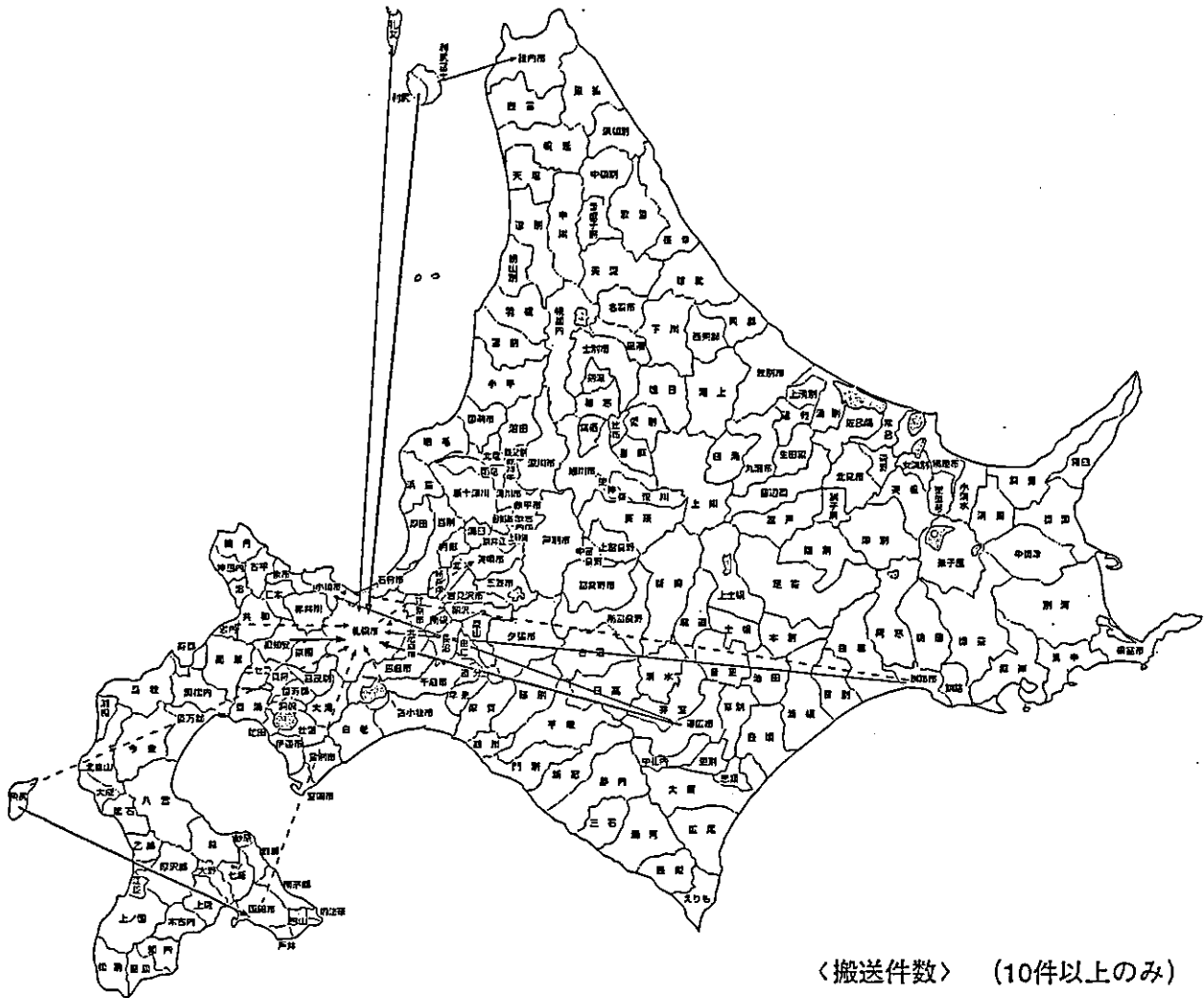
メディカルコントロールに基づく

病院前救護体制

傷病者の救命率の向上や合併症の発生率の低下等の予後の向上を目的に、救急現場から医療機関に搬送されるまでの間に、医師の指示又は指導・助言等の下に救命救急士等が気管挿管等の医行為を実施することをいいます。



香川県送付件数 昭和33年7月 昭和34年3月



〈搬送件数〉 (10件以上のみ)

-----▶ 10~19件

————▶ 20~29件

————▶ 30件~

総搬送件数 588件

香川県

## 第1章 1-2 地域における医療提供体制の整備

## 1 施策の趣旨・背景

道内の医療提供体制は、年々充実が図られてきていますが、医療機関の分布に偏りがみられるなど、依然として地域の医療には格差が生じていることから、道民が身近なところで必要な医療が受けられるよう、「プライマリ・ケアを重視した医療提供体制の整備を進めていくことが求められています。

このため、地域の医療機関相互の連携と機能分担を図りながら、第1次から第3次までの「保健医療福祉圏ごとに医療需要に即した医療サービスを提供する体制の整備や救急医療体制の体系的な整備を促進するとともに、医科系大学などにおける高度・先端医療技術の充実を図ることとしています。

## 2 施策の推進状況

- ・ 「地方・地域センター病院の設備・施設設備などへの助成や地域の医療機関に対する医師の派遣、紹介患者の受入、医療機器の共同利用などの地域医療支援活動を行う」地域医療支援室の設置の拡充などを行って、保健医療福祉圏ごとに均衡のとれた医療提供体制や地域医療支援体制の整備に努めています。
- ・ 情報通信技術を活用した遠隔医療機器の整備などを進め、医療の地域格差の是正に努めているとともに、平成14年4月に「へき地医療支援機構」を設置して、へき地医療拠点病院が行うへき地診療所への代診医師派遣や医療従事者の研修などを支援し、へき地医療支援体制の充実強化を図っています。
- ・ 当番制による休日・夜間診療体制の確保（初期救急医療）や休日・夜間における重症救急患者に対応する病院群輪番制の全道域での実施（2次救急医療）、24時間診療体制で重篤救急患者に対する高度医療を提供する救命救急センターの整備（3次救急医療）、さらには広範囲熱傷や急性中毒などの特殊疾病患者に対するより高度で専門的な救命救急医療を担う高度救命救急センターの整備を進めて、救急医療体制の充実を図っています。
- ・ また、災害拠点病院における施設・設備や搬送体制を整備し、災害時における重症救急患者の救命医療の確保を図っています。
- ・ 本道における地域医療の充実・確保を図るため、平成16年5月に医育大学・行政機関及び関係機関で構成する「北海道医療対策協議会」を設置しました。

## 【評価指標の状況】

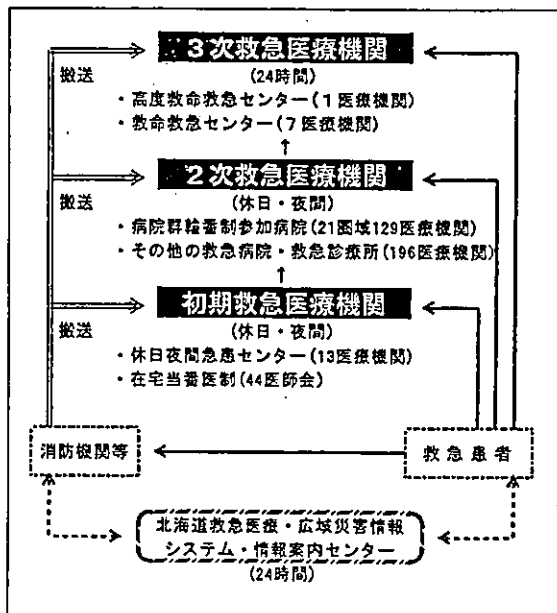
評価指標の項目	タイプ	基準年(度)	現在年(度)	倍率	目標年(度)	倍率	達成率
① 地域医療支援体制整備圏域数(第2次保健医療福祉圏)(圏域)	b	H10: 5	H15: 9	1.8	H19: 21	4.2	25.0
② 地方センター病院数(病院)	b	H10: 5	H15: 5	1.0	H19: 8	1.6	0.0
③ 地域センター病院数(病院)	b	H11: 25	H15: 25	1.0	H19: 26	1.0	0.0
④ 広域救急(病院群輪番制)実施圏域数(圏域)	b	H11: 20	H15: 21	1.1	H19: 21	1.1	100.0

【指標項目の説明】 ①地域医療支援室等が整備されている第2次保健医療福祉圏 ②休日・夜間の入院、手術が必要な重症救急患者に対する医療体制を確保する病院群輪番制を実施している圏域数

## 【主な実績】

- ・ 「北海道保健医療福祉計画」の改定(平成15年3月)
- ・ 地域医療支援室の設置: 9病院[地方センター病院5病院、地域センター病院4病院](平成15年度末)
- ・ 地域センター病院の設備整備への助成: 2病院(平成15年度)
- ・ 札幌医科大学附属病院に女性外来を開設(平成15年4月)
- ・ 遠隔医療情報通信機器の整備: 13件(平成15年度)
- ・ へき地医療拠点病院の指定: 19か所(平成15年度末)
- ・ へき地医療拠点病院の実施するへき地診療所に対する医師の派遣: 延べ106回(平成15年度)
- ・ 高度救命救急センターの指定: 1か所、救命救急センターの整備: 7か所(平成15年度末)
- ・ 災害拠点病院の指定: 基幹災害医療センター1か所、地域災害医療センター: 23か所(平成15年度末)
- ・ 医師搭乗の防災ヘリコプターによる救急患者の搬送件数: 106件(平成15年度)
- ・ 救急救命士: 859人(平成15年4月)

## ■ 北海道救急医療体系図 (平成16年7月1日現在)



道保健福祉部調べによる。

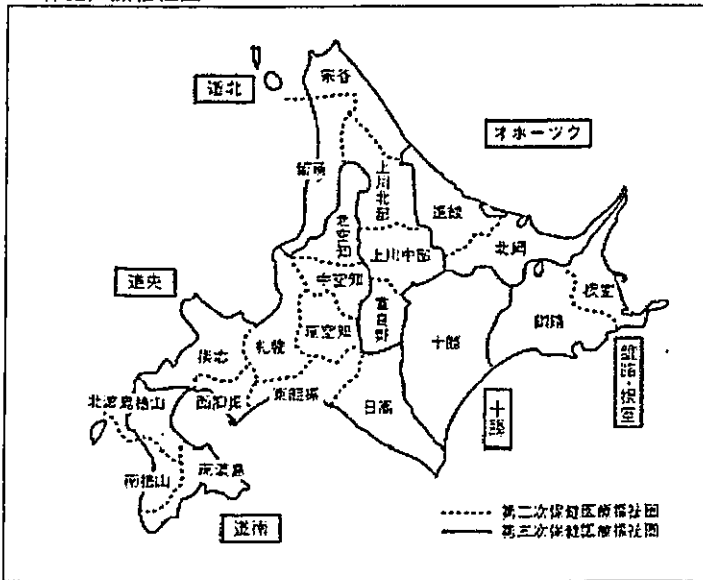
3 施策推進上の主な課題

- ・ 道内の医療提供体制は年々充実が図られてきており、全道的にはその整備が進んでおりますが、医師不足などの理由により、圏域によっては、患者の他圏域の都市部への流出や医療機関の分布の偏りなど、依然として地域の医療には大きな格差があります。
- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、いざという時の救急医療体制の整備が強く求められています。

4 今後の対応方向

- ・ 過疎地における医師不足が大きな課題であることから、「北海道医療対策協議会」において、透明で実効性のある医師派遣システムの構築や地域医療を担う医師の養成などについて具体的な取組を推進していきます。
- ・ 地域の第一線においてプライマリ・ケアを担うかかりつけ医の機能の定着を進めるとともに、地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院の機能の強化や、地域センター病院への地域医療支援室の設置を推進し、医療機関相互の機能分担と連携を進めて、地域医療の充実を図っていきます。
- ・ 救急医療体制の円滑な運営に資する救急医療情報システムの充実や、地域の医療環境を踏まえた小児救急医療体制の整備、本道の広域性を考慮した、より迅速な救急患者の搬送体制の整備など、地域の実情にあった初期救急医療からより専門的な高度救急医療に至るきめ細かな救急医療体制の充実を図っていきます。

■ 保健医療福祉圏



北海道保健医療福祉計画による

用語の説明

(プライマリ・ケア) 身近なところで、病気やけがの診断、治療、健康管理を行うとともに、必要に応じ専門病院に紹介するなど、住民に密着した健康援助

(保健医療福祉圏) 保健医療福祉サービスを効率的に提供するための地域単位として、第1次から第3次に至る保健医療福祉圏を設定し、保健医療福祉ニーズにきめ細かく対応できる体制を整備することとしています。

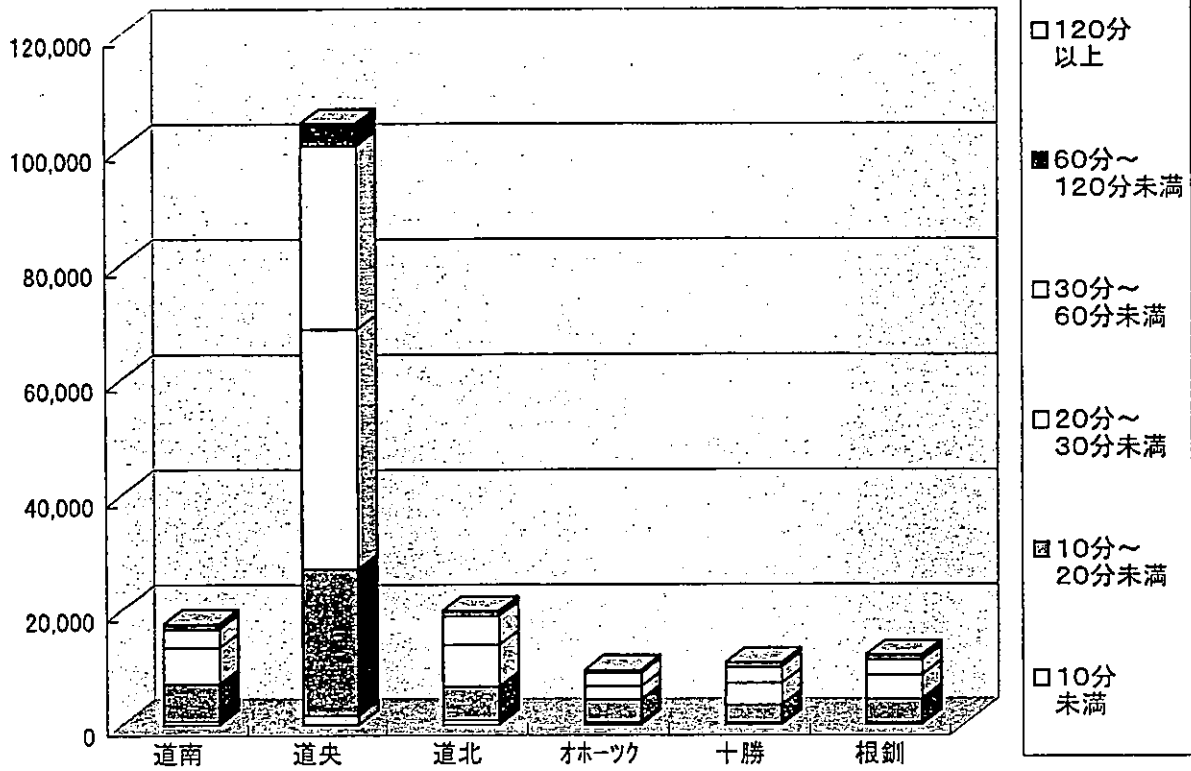
- ・ 第1次保健医療福祉圏(212圏域)～市町村の行政区画を単位に設定し、地域に密着した身近で頻度の高い保健医療福祉サービスを提供
- ・ 第2次保健医療福祉圏(21圏域)～第1次圏域のサービス提供機能を広域的に支援するとともに、比較的専門性の高い保健医療福祉サービスを提供
- ・ 第3次保健医療福祉圏(6圏域)～地域生活経済圏単位に設定し、高度で専門的な保健医療福祉サービスを提供

(地方センター病院) 第3次保健医療福祉圏の高度・専門的医療機関として、地域の医療機関への専門医師等の派遣や技術援助を行う病院

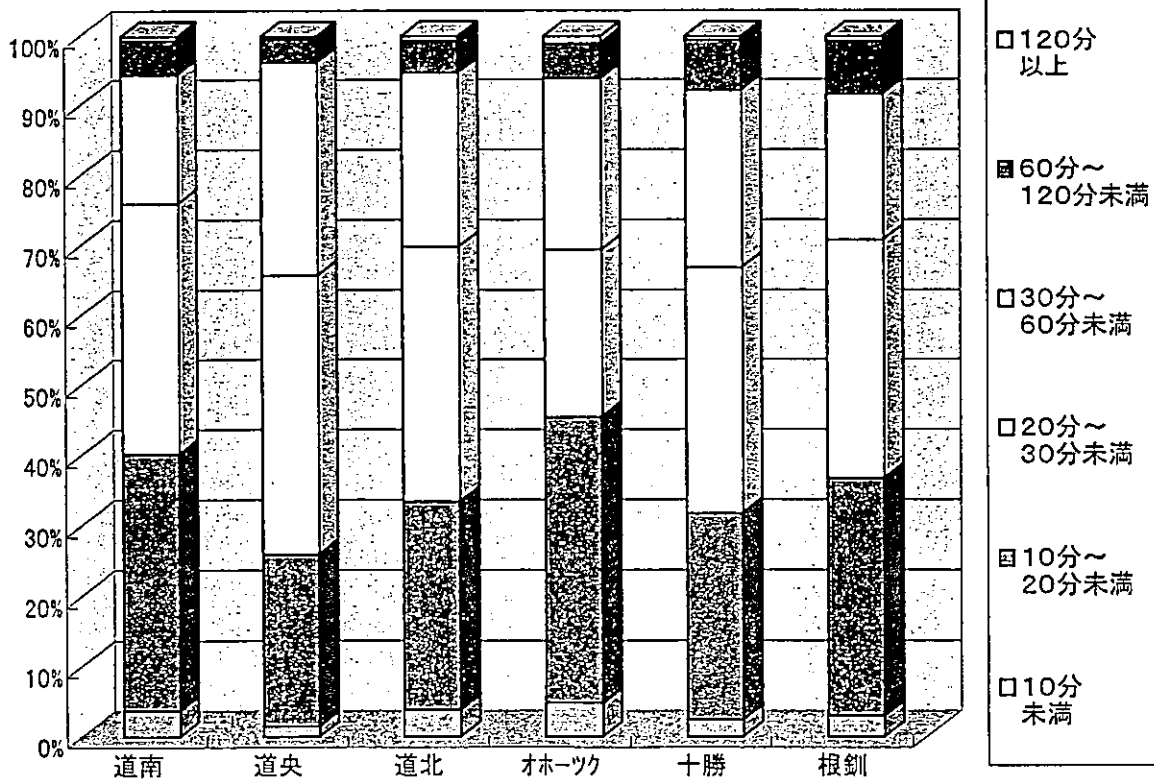
(地域センター病院) プライマリ・ケアを支援する第2次医療機関であり、地域の医師等を対象とした研修会の実施等を行う病院

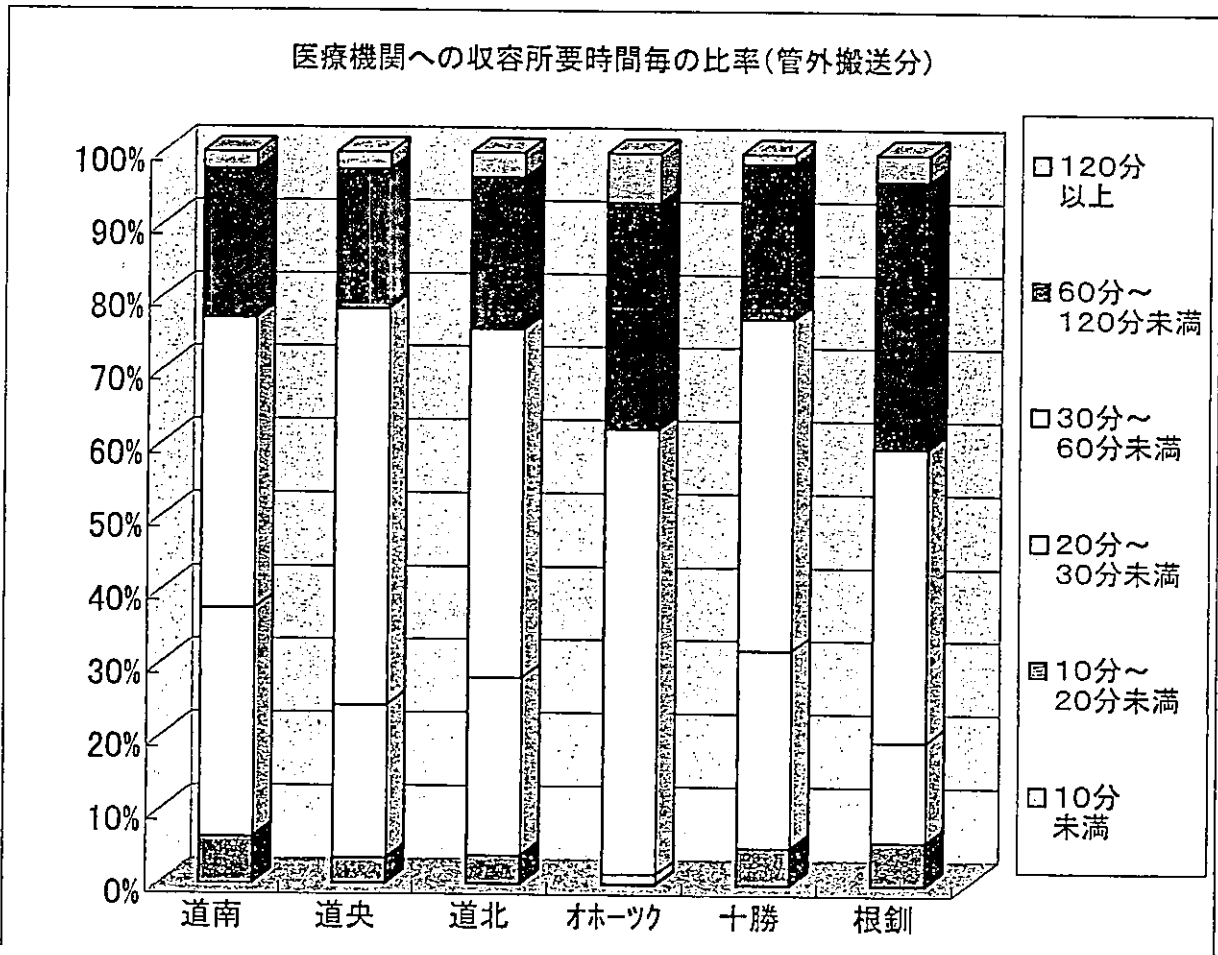
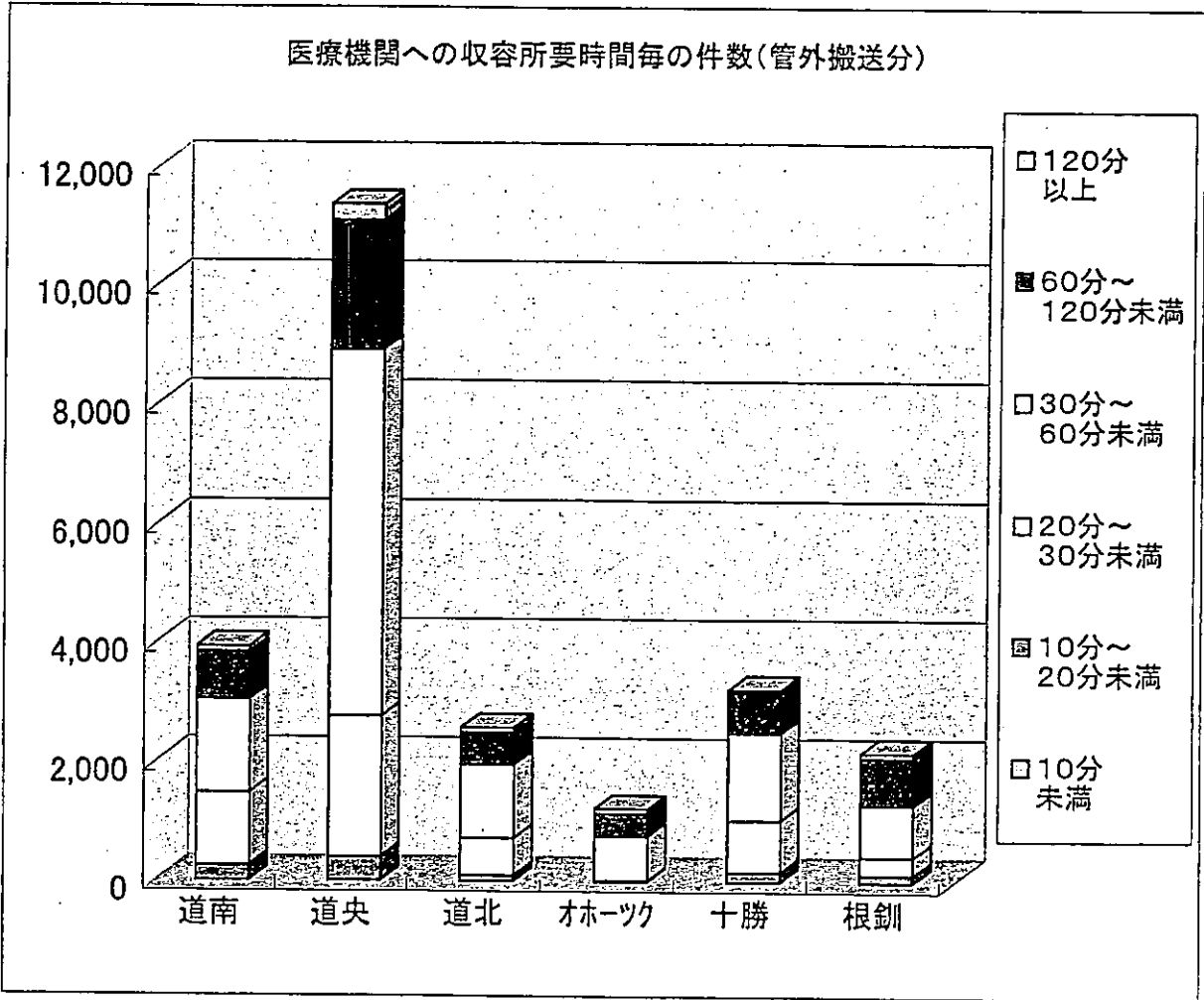
(地域医療支援室) 医師派遣、患者紹介、医療機器の共同利用などの医療支援活動に関する対応窓口として、院内調整、他の医療機関や関係機関との連絡調整を行う専任組織であり、地方・地域センター病院内に設置することとしています。

医療機関収容所要時間毎の件数



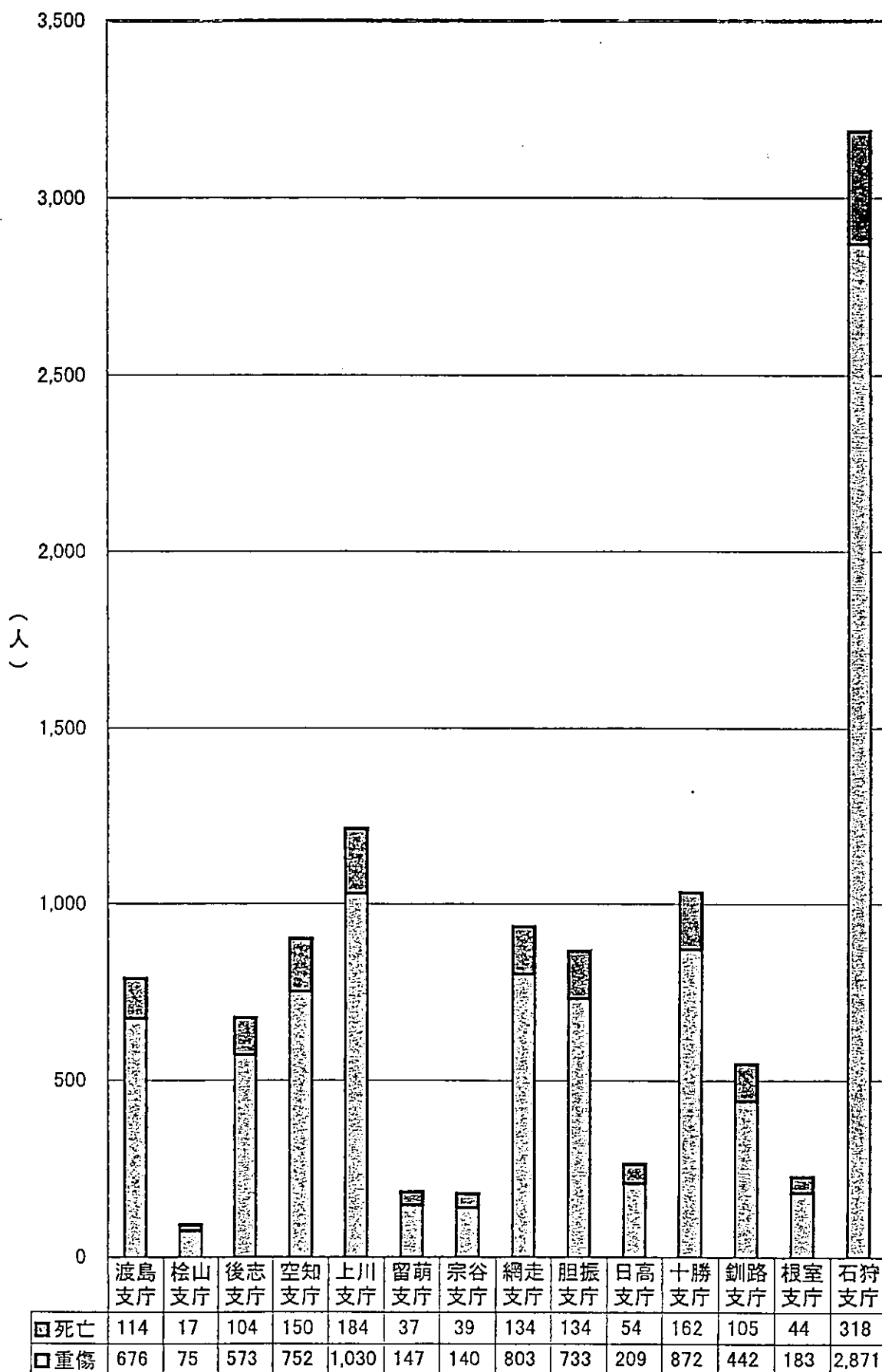
医療機関収容所要時間毎の比率







### 支庁別交通事故(重傷・死亡)件数

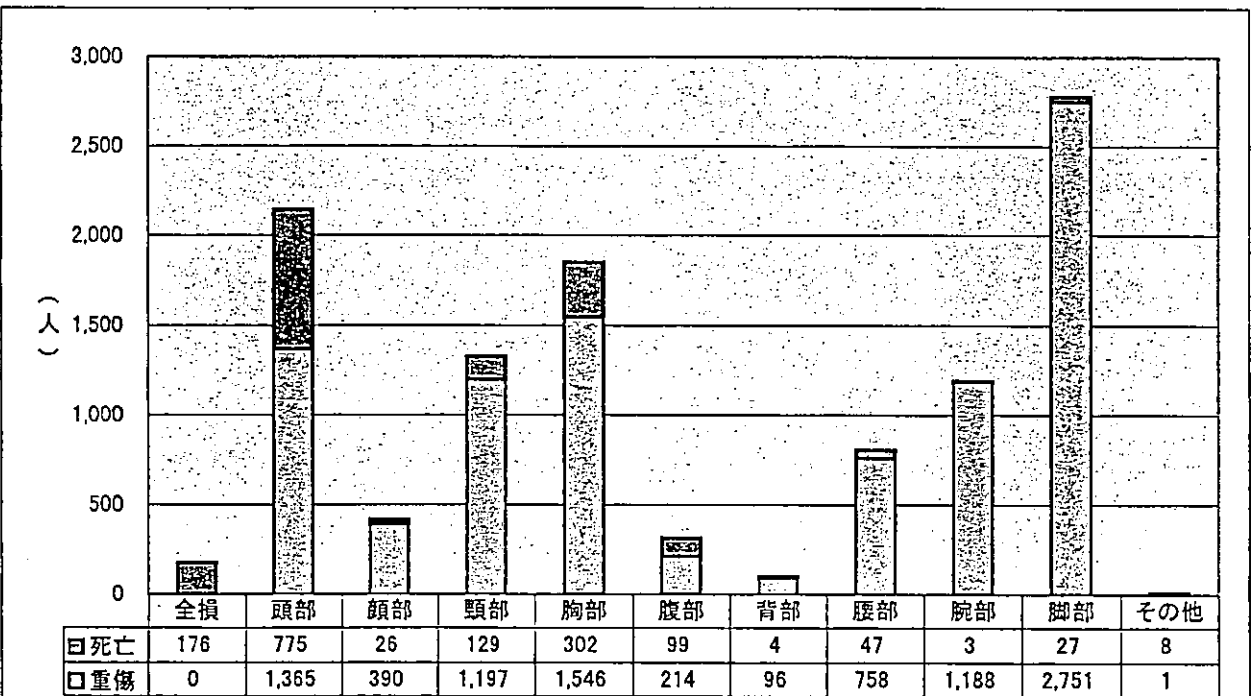
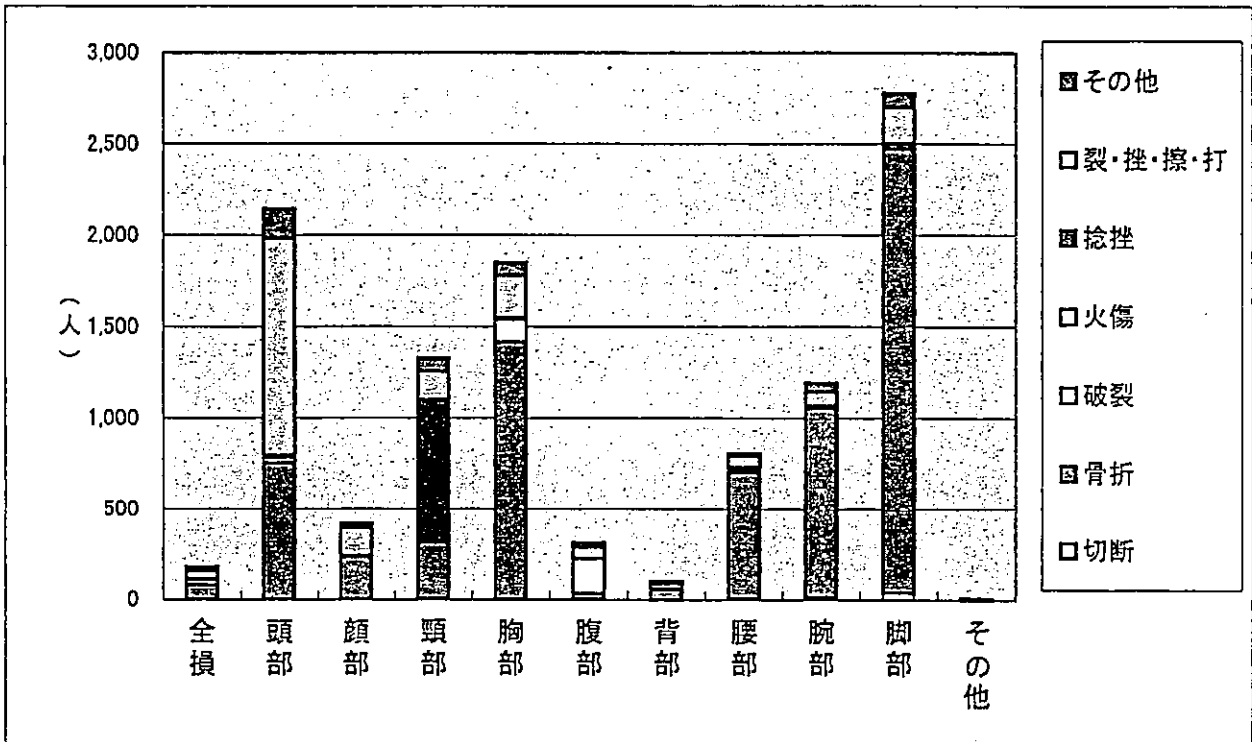


損傷部位別交通事故(死亡・重傷)件数

【平成11年～平成13年】

(単位:人)

損傷部位	切断	骨折	破裂	火傷	捻挫	裂・挫・擦・打	その他	合計
全損	2	81	24	6	0	46	17	176
頭部	4	752	27	0	12	1,187	158	2,140
顔部	1	234	0	1	4	157	19	416
頸部	5	314	0	0	782	154	71	1,326
胸部	4	1,410	124	0	8	233	69	1,848
腹部	1	33	190	0	1	65	23	313
背部	0	59	1	0	2	27	11	100
腰部	5	701	2	0	23	65	9	805
腕部	12	1,045	0	0	13	75	46	1,191
脚部	40	2,433	0	2	28	198	77	2,778
その他	0	1	0	0	0	0	8	9
合計	74	7,063	368	9	873	2,207	508	11,102



# 今後の救急医療体制のあり方について

平成14年1月

北海道総合保健医療協議会  
救急医療専門委員会

目 次

はじめに	-----	(1)
I 本道における救急医療体制の現状と課題	-----	(2)
1 救急医療機関の機能及びその現状と課題	-----	(3)
(1) 初期救急医療機関	-----	(3)
(2) 二次救急医療機関	-----	(4)
(3) 三次救急医療機関	-----	(4)
(4) 救急告示医療機関	-----	(6)
2 医療計画に基づく救急医療体制の確立	-----	(6)
(1) 医療計画への救急医療体制の確保に関する事項の記載	-----	(6)
(2) 地域救急医療対策協議会	-----	(7)
3 救急医療機関と救急隊との連携強化	-----	(7)
4 救急医療の啓発普及	-----	(8)
(1) 救急医療体制に関する情報提供	-----	(8)
(2) 道民に対する救急蘇生法の啓発普及	-----	(8)
5 その他の課題	-----	(9)
(1) 小児の救急医療体制	-----	(9)
(2) 大規模・特殊災害に対応した救急医療体制	-----	(9)
(3) 広域救急患者搬送体制	-----	(10)
(4) 救急医学教育	-----	(11)
(5) 救急医療の財源	-----	(11)